

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
目的	(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電施設が自然環境及び生活環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする。	
基本理念		(基本理念) 第2条 本市の自然環境及び生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。	
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。)をいう。 (2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、太陽光発電事業の用に供する土地の区域(以下「事業区域」という。)の面積が1,000平方メートル(当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。)以上のものをいう。 ア 太陽光発電設備の設置(森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。)を行う事業 イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業 ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業 (3) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。 (4) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会(事業区域に隣接する自治会を含む。)の区域に居住する者をいう。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(送電に係る柱その他規則で定める設備を除く。)をいう。 (2) 特定施設 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設(次のいずれかに該当するものを除く。)をいう。 ア 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの イ 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの (3) 太陽光発電事業 次に掲げる事業をいう。 ア 特定施設の設置(設置に伴う木竹の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。)を行う事業 イ 特定施設を維持管理する事業 ウ 特定施設の廃止(電気事業者その他の者への電気の供給を終了することをいう。)に関する事業(特定施設の撤去その他の特定施設を廃止した後に必要となる措置を含む。以下同じ。) (4) 事業者 太陽光発電事業を実施する者(国、地方公共団体その他規則で定める者を除く。)をいう。 (5) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。 (6) 周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。 (7) 大規模太陽光発電事業 太陽光発電事業のうち、事業区域の面積が5ヘクタール以上のものをいう。	市案と条例案の大きな違いです。 市案では、1,000平米以上のものに限られていますが、議員案は10kw以上のものを対象に許可制としており、130～180平米程度(25mプール半分程度)で対象となります。 https://bit.ly/4bFPHdg また、市案では、周辺関係者が住民に限定されていますが、議員案では、「一定の影響を受けると認められる者」としており、不動産を持っている方、事業をしている方や法人なども対象と考えています。

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
責務	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の発生の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用を確保しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に則り、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、次項から第4項までに定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、施設基準(次に掲げる事項について規則で定める基準をいう。)に従わなければならない。</p> <p>(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項</p> <p>(2) 特定施設の構造の安全性に関する事項</p> <p>(3) 事業区域並びにその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項</p> <p>(4) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要があると認められる事項</p> <p>4 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定施設の維持管理に要する費用</p> <p>(2) 特定施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用(以下「廃棄等費用」という。)その他の特定施設の廃止に要する費用</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に則り、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>議員提出の条例案では、事業者の責務に、施設基準と維持管理・廃棄等に関する費用の確保を盛り込んでいます。</p> <p>市の案では、廃棄等費用の確保はありますが、維持管理費用の確保はありません。</p>

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
禁 止 区 域	<p>(禁止区域)</p> <p>第6条 市長は、災害の発生の防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定するものとする。</p> <p>2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適したものであるときは、この限りではない。</p> <p>3 第1項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地</p> <p>(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林</p> <p>(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域(ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。)</p>	<p>(禁止区域)</p> <p>第7条 市長は、災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定するものとする。</p> <p>2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、その限りではない。</p> <p>3 第1項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地</p> <p>(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域</p> <p>(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林</p> <p>(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域(ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。)</p>	<p>市条例第6条をベースに一部修正。2項ただし書きについては、前回提案分のただし書きとした。</p>

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
抑制区域	<p>(抑制区域)</p> <p>第7条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を、抑制区域として指定するものとする。</p> <p>2 市長は、事業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。</p> <p>3 第1項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域</p> <p>(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(3) 福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第4条第1項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第37条第1項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域</p> <p>(4) 飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)第4条第1項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域</p>	<p>(抑制区域)</p> <p>第8条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を、抑制区域として指定するものとする。</p> <p>2 市長は、事業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。</p> <p>3 第1項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域</p> <p>(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(3) 福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第4条第1項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第37条第1項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域</p> <p>(4) 飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)第4条第1項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域</p> <p>(5) 自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められるものとして、規則で定める区域</p>	<p>市条例第7条に加え、前回提案分第8条第4号を追加。</p>
事前協議	<p>(事前協議)</p> <p>第8条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとする日の30日前までに、事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第9条 事業者は、第11条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業に関する計画について市長と協議しなければならない。</p>	

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
届出制・許可制	(事業計画の届出) 第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する60日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	(太陽光発電事業の実施に係る許可) 第11条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画が記載された書類(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付した許可申請書を市長に提出しなければならない。 3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。) (2) 特定施設の設置に着手する予定日及び特定施設の設置が完了する予定日 (3) 事業区域の所在地及び面積 (4) 特定施設の設置に係る工事の設計 (5) 特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後の措置の方法 (6) 太陽光発電事業に係る資本費(特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。)及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項(いずれも大規模太陽光発電事業に係る事業計画書に限る。) (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	市案と条例案の1番の違いです。市は届出制ですが、議員案は許可制です。
許可の基準		(許可の基準等) 第12条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 事業計画の内容が第5条第3項に規定する施設基準に適合していること。 (2) 大規模太陽光発電事業にあっては、第19条第1項に規定する保証金の預入がさ	
計画変更の届出/許可	(事業計画の変更等の届出) 第10条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	(事業計画の変更の許可等) 第13条 第11条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。 (1) 特定施設の設置に係る規則で定める軽微な変更 (2) 特定施設の維持管理の方法に係る変更 (3) 特定施設を廃止した後の措置の方法に係る変更 2 許可事業者は、前項ただし書に規定する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 3 第11条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。	事業計画の変更についても届出制と許可制の違いがあります。

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
許可の取消し		<p>(許可の取消し)</p> <p>第15条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第11条第1項及び第13条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な手段により、第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第11条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第11条第1項又は第13条第1項の許可に係る事業計画に従わないで太陽光発電事業を実施したとき。</p> <p>(4) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに特定施設の設置に着手しなかったとき。</p> <p>(5) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに前条第1項の規定に基づく検査を受けなかったとき。</p> <p>(6) 前条第1項の特定施設の設置の完了に係る検査を受けないで、又は同条第2項の通知を受けないで許可に係る特定施設を稼働させて電気事業者その他の者に電気を供給したとき。</p> <p>(7) 第19条第1項の規定による保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模太陽光発電事業を実施したとき。</p> <p>(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに大規模太陽光発電事業を実施したとき。</p>	<p>議員案は許可制ですので、許可の取り消しがあります。この結果、許可条件違反などの場合は、許可の取消しが可能になります。</p>
公告及び閲覧	<p>(公告及び閲覧)</p> <p>第11条 市長は、前2条の規定に基づく届出があったときは、規則で定めるところにより、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとする。</p>		<p>議員案では規定していませんが、10条1項の「規則で定めるところにより」の中で、事業計画の公表及び閲覧ができるよう規定してはと考えています。</p>

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
説明会	<p>(説明会の開催)</p> <p>第12条 事業者は、第9条又は第10条の届出を行った日から起算して45日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。</p> <p>2 事業者は、説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。</p> <p>3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。</p> <p>4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。</p> <p>5 市長は、説明会に職員を立ち会わせることができる。</p> <p>6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(周辺関係者への説明等)</p> <p>第10条 事業者は、次条第1項又は第13条第1項の規定による許可の申請をしようとする場合は、規則で定めるところにより、当該事業区域の周辺関係者に対し、あらかじめ説明会を開催するなど当該事業に関する計画(以下「事業計画」という。)に関する周知について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置を行うにあたっては、事業者は、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、自治会等の長から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする。</p> <p>5 事業者は、第1項の措置を行ったとき及び第3項の協定を締結したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。</p>	<p>説明会の開催は、市長案では必須ですが、100平米以上に限られ、届出の後となります。</p> <p>議員案は、面積が小さな特定施設も含まれるため必須とはしていませんが、時期は申請前であり、その結果を含めて市長は許可不許可の判断をすることとなります。</p> <p>また、市長案では、地権者など関係者で出席できない方が想定されます。</p> <p>議員案では、協定についてこの条で書き込み、市長の調整についても明記しています。</p>
設置完了の届出/検査	<p>(太陽光発電設備設置の完了の届出)</p> <p>第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。</p>	<p>(維持管理及び定期報告)</p> <p>第16条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の特定施設に係る維持管理の状況</p> <p>(2) 特定施設を廃止した後の措置の方法</p>	<p>市長案では、設置完了後は届出だけですが、議員案では、検査を経て許可となります。</p> <p>許可を受けるまで、営業開始できません。</p>
維持管理及び定期報告	<p>(維持管理)</p> <p>第14条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了した後は、第4条第3項に規定する費用の確保の状況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に報告しなければならない。</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第17条 事業者は、特定施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき特定施設及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、特定施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 事業者は、その特定施設を廃止しようとするときは、特定施設の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>議員案には維持管理・廃棄等に関する費用の確保を盛り込んであり、維持管理の実効性を高めています。</p> <p>これも事業計画に含まれ、許可の条件となることが想定されることから、違反した場合、許可の取り消しが可能となります。</p> <p>市長案では、廃棄費用の積み立ての確保・報告をさせますが、維持管理の状況の報告がありません。</p>

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
協定の締結	<p>(協定の締結)</p> <p>第15条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。</p> <p>3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第1項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。</p> <p>4 事業者は、第1項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(周辺関係者への説明等) ※再掲</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、自治会等の長から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする。</p> <p>5 事業者は、第1項の措置を行ったとき及び第3項の協定を締結したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。</p>	<p>協定の締結について、市案では義務としていますが、議員案は努力義務としています。これは、許可制としているため、義務付けまでは必要ないと判断したものです。</p> <p>また、市の案の、締結当事者は、【周辺関係者】ですので、事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者となりますが、住民全員と協定を結ぶのか等が不明です。この点の回避も理由です。</p>
地位承継	<p>(地位承継の届出)</p> <p>第16条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(太陽光発電事業の承継)</p> <p>第18条 事業者より太陽光発電事業の全部を譲り受けた者は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 事業者について太陽光発電事業の全部の相続、合併又は分割(太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>3 前2項の規定により事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>	
廃止の届出	<p>(廃止の届出)</p> <p>第17条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第17条 事業者は、特定施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき特定施設及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、特定施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 事業者は、その特定施設を廃止しようとするときは、特定施設の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を講じなければならない。</p>	

市長案と議員案との比較

	市長案	議員案	備考
報告及び調査	<p>(報告及び立入調査)</p> <p>第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告又は資料の提出を求め、若しくは職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(報告の徴収及び立入調査)</p> <p>第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
指導助言	<p>(指導又は助言)</p> <p>第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。</p>	<p>(指導及び助言)</p> <p>第25条 市長は、災害の発生の防止、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。</p>	
勧告公表	<p>(勧告及び公表)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</p> <p>(2) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき</p> <p>(3) 第18条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき</p> <p>(4) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。</p>	<p>(勧告及び公表)</p> <p>第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>(1) 第5条第3項の規定に違反して、施設基準に従わずに太陽光発電事業を実施している者</p> <p>(2) 第7条の規定に違反して、禁止区域を事業区域としている者</p> <p>(3) 第11条第1項又は第13条第1項の許可を受けずに、太陽光発電事業を実施している者</p> <p>(4) 第15条の規定により許可の取消しを受けた後も、太陽光発電事業を実施している者</p> <p>(5) 第16条の規定に違反して報告をせず、又は同条第1項各号に掲げる事項の報告について虚偽の報告をした者</p> <p>(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模太陽光発電事業を実施している者</p> <p>(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに大規模太陽光発電事業を実施している者</p>	

市長案と議員案との比較

協働環境委員会 議員提出資料2
令和7年3月10日提出

	市長案	議員案	備考
		<p>(8) 第24条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者</p> <p>(9) 第24条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(10) 特定施設若しくは事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該事業区域で太陽光発電事業を実施している者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。</p>	
命令		<p>(命令)</p> <p>第27条 市長は、前条第1項に規定する勧告を受けた者が、同条第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、災害の発生の防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全に著しい支障が生じると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
報告	<p>(国又は県への報告)</p> <p>第21条 市長は、前条第2項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。</p>	<p>(国又は県への報告)</p> <p>第28条 市長は、第15条の規定による許可の取り消し、第26条第2項の規定による公表及び前条の規定による命令をしたときは、国又は県へ報告することができる。</p>	議員案は、市の案の自然環境審議会に加え、関係市町村の意見を聞けるようにしています。
意見聴取	<p>(審議会への意見聴取)</p> <p>第22条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)第6条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。</p>	<p>(審議会等への意見聴取)</p> <p>第29条 市長は、自然環境及び生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)第6条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会及び関係市町村の長の意見を聴くことができる。</p>	議員案は、市の案の自然環境審議会に加え、関係市町村の意見を聞けるようにしています。
委任	<p>(委任)</p> <p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	
その他		<p>(大規模太陽光発電事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)第19条、 (大規模太陽光発電事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表)第20条 (保証金の使途)第21条 (質権設定契約の解除等)第22条 (大規模太陽光発電事業に係る損害賠償責任保険への加入)第23条</p>	議員案では、大規模事業の場合は、廃棄費用等の積立と質権設定を義務付けています。また保険の加入も同様です。

市長案と議員案との比較

協働環境委員会 議員提出資料2
令和7年3月10日提出

	市長案	議員案	備考
施行日	<p>附則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	<p>市案が、可決後4ヶ月となっているので、それに合わせて交付から120日以内としています。</p>
経過措置	<p>(経過措置) 2 太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続を行っている場合、又は施行の日から起算して90日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しない。</p>	<p>第2条～第10条</p>	
適用除外	<p>(飯塚市自然環境保全条例の一部改正) 3 飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)の一部を次のように改正する。 第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。 (3) 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和 年飯塚市条例第 号)の規定に基づく届出が必要な事業</p>	<p>(飯塚市自然環境保全条例の一部改正) 第11条 飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)の一部を次のように改正する。 第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。 (3) 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例(令和 年飯塚市条例第 号)の規定に基づく太陽光発電事業</p>	